

平成28年5月10日付 近畿運輸局発表の行政処分について（お詫び）

平素は、弊社バスをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび、弊社は平成28年1月19日に重大事故を惹起したことで、翌日1月20日近畿運輸局の特別監査を受け、平成28年5月10日付で文書警告処分を受けました。

弊社では、日頃より旅客輸送の安全性向上に努めてまいりましたが、このような事態を招いたことは、弊社の取り組みが不十分であったということであり、弊社をご利用のお客様、並びに関係機関の皆様には、多大なるご不安、ご迷惑をおかけしたことにつき、深くお詫びを申し上げます。

なお、処分内容の詳細は下記の通りでございます。

- ・指摘事項1 乗務員に対する異常気象時等における指示、措置がなされていなかった。
- ・指摘事項2 運行管理規程の内容が不適切であった。

これについて、平成28年7月7日付で、近畿運輸局に対し業務内容に関する改善報告書を提出させて頂きました。

この度の処分を厳粛に受け止め、運行管理・内部指導の強化を図り、再発防止に一層努力する所存で御座います。

平成28年7月9日

岸和田観光バス株式会社  
代表取締役社長 中井 秀樹

## 【改善措置の内容】

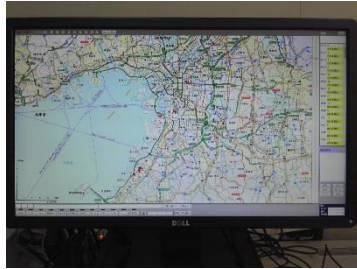
・指摘事項1については、指導方法の改善として、バス運行マニュアル（サービス規程）及び運行管理規定に基づき、乗務員に対する異常気象時等における指示、措置を行う体制を整えました。

加えて、設備的改善として、I P無線機を観光仕様・乗合仕様の各バスに取り付け、各営業所間、各車両間で一斉に連絡ができるようにしました。さらに、地図ソフトと連動して、各車両の位置確認が可能となるようにシステム構築を行いました（平成28年7月1日開局）。

これにより、異常気象、事故、車両故障など緊急事態発生時の連絡、現場位置の把握、及び迅速な対応をすることが可能となりました。



I P無線機 親機 本社営業所  
（平成28年7月1日開局）



G P S表示 大阪府下広域図  
（○位置が各車両の現在位置）



I P無線機 車載器 写真

・違反事項2については、平成28年2月1日付で、運行管理規程を一部改定致しました。